

# 「特設行政相談会」 開催

問合せ：市民協働ふれあい課 ☎ 958-1111 内線 1081

※法律相談は事前予約。10月1日（火）9：00から電話受付☎957-4000

総務省では、行政相談制度を皆さんにご理解をいただくとともに、その利用を推進するため、毎年10月に「行政相談週間」を設けています。今年の行政相談週間は、10月21日（月）から27日（日）です。羽曳野市では10月21日（月）に特設行政相談会を開設しますので、お気軽にご相談にお越しください。相談は無料で、秘密は固く守られます。

相談	内容	開催日時	会場	予約
行政相談 (行政相談委員)	国の行政機関業務などに関する苦情、行政の仕組みや手続きなどの相談	10月21日(月) 13:00～17:00 (受付時間) ※12:30～15:30	市役所別館 3階会議室	当日随時受付
法律相談 (弁護士)	離婚、金銭貸借、自己破産等の法律に関する相談			事前予約 ☎957-4000
登記相談 (司法書士)	土地・建物に関する権利の登記等についての相談			当日随時受付
登記相談 (土地家屋調査士)	土地・建物に関する表示登記についての手続きの案内および測量や土地の境界などに関する相談			当日随時受付

## ～行政相談委員は皆様の身近な相談相手です～



行政相談委員は、総務大臣から委嘱され、皆様の身近な相談相手として、国の仕事に関する苦情などの相談を受け付け、助言や関係機関に対する通知などを行っています。相談は、口頭（面談）、電話、手紙のいずれの方法でも結構です。費用は無料で、秘密は守られます。なお、市役所および陵南の森総合センターにて、毎月第2水曜日（10月を除く）13:00～15:00まで行っています。予約は不要ですので、お気軽にお越しください。

### 羽曳野市の行政相談委員は

奥野 展三 ☎ 956 - 5877 飛鳥 711

中野 勇 ☎ 938 - 2691 島泉 9-21-5

## 教えて！クーリング・オフ制度

### ●クーリング・オフとは？

訪問販売など法律で決められた商取引について、一定期間内（契約書面を受領した日を含め8日間または20日間）であれば、消費者が無条件で契約を解除できる制度です。

### ●クーリング・オフすると

- ◎契約ははじめからなかったことになります。
- ◎受け取った商品は事業者負担で返品し、支払ったお金は返してもらえます。
- ◎サービスを受けていた場合でも対価を支払う必要はありません。
- ◎損害賠償や違約金も請求されません。

### ●クーリング・オフするには

- ◎契約解除通知書（はがき）で通知します。（期間内にはがきを出せば、事業者に届いていなくても有効です）
- ◎はがきの両面をコピーし、特定記録郵便か簡易書留で送ります。
- ◎はがきのコピーは、郵便局発行の受領書と一緒に保管します。

郵便はがき

〒□□□-□□□□

○○○市○○○○

○丁目○番○号

○○○○会社

代表者 様

契約解除通知書

①申込日（または契約日）

②商品名（またはサービス名）

③契約金額

④会社名

⑤担当者名

上記日付の申し込みは撤回（または契約を解除）します。なお既払額の○○○円を返金し商品を引き取ってください。

年 月 日

(契約者)

住所

氏名

◎クレジットを利用した場合は、クレジット会社と販売会社に同時に通知します。

←はがきの記入例

### ●クーリング・オフできない場合があります

- ◎3,000円未満のものを現金で買った場合
- ◎健康食品や化粧品などの消耗品の一部を使用した場合（布団・学習教材・下着などは消耗品ではありません）
- ◎通信販売（インターネット取引含む）  
広告に明記されている返品特約（「10日以内は返品できます」「返品はご容赦ください」など）に従います。返品特約の表示がない場合は、商品が届いた日から8日以内であれば返品することができますが、返品送料は消費者の負担となります。

※上記以外にもクーリング・オフできない場合があります。詳しくはご相談ください。

特定商取引法上のクーリング・オフ期間（契約書面を受領した日を含める）		
訪問販売	自宅訪問販売、キャッチセールス、アポイントメントセールスなど	8日間
電話勧誘販売	電話などで勧誘、申し込みをさせる販売	8日間
特定継続的役務提供	エステ、語学教室、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス	8日間
マルチ商法（連鎖販売取引・ネットワークビジネス）	商品などの販売員として勧誘、さらに次の販売員を勧誘させ、連鎖的に販売組織を拡大する取引など	20日間
業務提供誘引販売（サイドビジネス・モニター商法など）	「副業で高収入」「資格・技術を身につけて在宅ワーク」などと勧誘し、実際は高額なパソコンや教材等を売りつける「サイドビジネス商法」など	20日間
訪問購入	自宅を訪ね貴金属などを買取り取る契約	8日間

（クーリング・オフ期間を過ぎててもあきらめないで、すぐにお近くの相談窓口へ）

問合せ：産業振興課☎958-1111 内線 2780